

公 示 送 達 書

令和 8 年 6 月 9 日

千葉県松戸県税事務所長



地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者に係る次に掲げる書類を公示送達します。
 なお、これらの書類は県税事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

氏名又は名称	書 類 名	備 考
カナフレックスコーポレーション株式会社	差押書 2 通、財産の引渡命令書 3 通	所在不明

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。